

労働者派遣法に基づく情報公開

労働者派遣法第 23 条 5 項に基づき、
下記事業所における労働者派遣事業に係る情報提供すべき事項を以下のとおりお知らせ致します。
(対象期間：2024 年 3 月 1 日～2024 年 5 月 31 日)

1. 派遣労働者の数	2 人
2. 派遣先の数	2 件
3. 労働者派遣に関する料金額の平均日額	20,500 円
4. 派遣労働者の賃金額の平均日額	12,725 円
5. マージン率	37.9%

※マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金平均額) ÷ 派遣料金の平均額

マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

6. 労使協定を締結しているか否かの別等	労使協定の締結の有無: 有(2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日) 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲: 全ての派遣労働者
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	・キャリアコンサルティング相談窓口→03-6261-4742 ・入職時研修: IT 基礎研修 ・職能別・職種転換・階層別研修: システム設計研修、プログラミングテスト研修、リーダー研修